

○75番真下紀子君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、通告に従い、知事、教育長及び警察本部長に質問いたします。

初めに、災害対策等についてです。

道は、9月6日未明の胆振東部地震で、道内で初となる最大震度7を観測した1分後に災害対策本部を設置したとしていますが、本部長の高橋知事の初動や情報発信が、国に先んじられ、知事の姿が見えないという声が届いていました。

知事は直ちに登庁したのですか。また、いつ、どのような情報発信と指示を行ったのか、知事は本部長としての役割を果たしたと胸を張って言えるのか、伺います。

私は、被災した町に伺い、間近で被害の甚大さを実感しました。改めてお悔やみとお見舞いを申し上げます。

むかわ町では、地震による南北の揺れが、南北に連なる商店街を直撃しました。

安平町では、住宅の損壊も激しく、被災した町は総力を挙げて再興していかなければなりません。

道はどのように支援していくのか、伺います。

むかわ町では、農業用施設の損壊が激しく、選果場では、収穫時期だったトマトやジャガイモが崩れ落ち、選別ラインの損壊も大きく、出荷できない状況となっていました。

調査が進むにつれ、農地の亀裂なども出現しています。農業団体と協力して、ことしの収穫を急ぐ手だてをとっていますが、被害は甚大です。

道は、ことしの収穫、来年の作付に向けて、どのように支援をしていくのか、伺います。

厚真町では、町じゅうの山が崩れたと言ってもいいような災害現場で、息をのみました。

道は、既に、2次被害を防ぎながら復旧に取り組んでいると承知しておりますが、安全対策と森林経営の復興が必要と考えます。どう取り組むのか、現時点での見通しを伺います。

また、漁港のひび割れなどが起きましたが、秋の漁に向け、安全確保とともに、改修をどう進めるのか、伺います。

土砂災害警戒区域に指定されたところも、指定されていなかったところも、被害が起きています。台風21号の降雨と強風、さらに地震による土砂崩れは、まさに複合災害です。

指定が50%ほどにとどまる土砂災害警戒区域の十分な検証を行いながら、調査と指定を促進し、複合災害にも応じた対応を構築していくべきではありませんか。知事のお考えを伺います。

日本は災害大国でありながら、劣悪な避難環境だと海外から指摘されています。雑魚寝を余儀なくされる避難所や、プライバシーが守られないこと等から、車中泊の方もおり、エコノミークラス症候群が懸念される中、既に10人近い方が発症したと報道されております。

避難所が命と健康を守る場所として機能するために、血栓症予防、活動性の確保を行い、何より、復旧への意欲を回復できる場所である必要があります。

厳寒期のある本道において、体育館などの床に雑魚寝をする避難所の現状と避難環境のあり方について、知事はどうお考えか、伺います。

特に、新潟中越地震以降、血栓が環境状況の指標と言われ、発災から72時間以内の全員分の簡易ベッドの準備を法律で定めている国もあると聞きます。

道は、昨年3月、段ボール業界の団体と防災協定を結び、災害時には迅速に簡易ベッドを導入するはずでしたが、むかわ町の避難所への簡易ベッド設置に1週間以上を要しました。なぜ、これだけの時間を要してしまったのか。

広域な本道では、圏域別の発注などを検討し、今後、72時間以内の準備を目指すべく、改善を図る必要があるのではありませんか。いかがでしょうか。

次に、全道域での停電——ブラックアウトと電力供給等についてです。

地震は自然災害ですが、停電は違うという声が、怒りとともに、道民の中に広がっています。

知事は、さきの我が会派の代表質問に、全道域でのブラックアウトの引き金となった苫東厚真発電所の耐震震度が5の想定だったことを承知していなかったと答え、国と北電に責任があるとの見解を表明し、驚かせました。

全国の火力発電所の耐震基準は、日本電気協会の耐震設計により、震度5以上と定められていますが、全道の火力発電所の耐震についても知事は承知していないのか、これまで道庁内部で問題視したことはなかったのか、伺います。

北電は、最大で129万キロワットまで失われる準備をしていたと言いますが、なぜ生かされなかったのでしょうか。

道は、そうした想定と、強制停電を含む訓練を承知していたのでしょうか。

重要施設である発電施設での対応を地域防災計画にどのように反映させていたのか、伺います。

東日本大震災以降、電力の安定供給を担うために、電源の多様性と地域分散の重要性に注目が集まりました。

ブラックアウトに関し、北電の責任は極めて重いと発言された知事ですが、発電の一極集中のリスクについて、知事はこれまで問題視したことがありましたか。

広域、かつ、送電網が脆弱な本道で、幾つかの圏域に分けて電源を分散し、リスク分散が図られるべきだったのではないかと考えますが、見解を伺います。

停電となり、スマホで北電の停電情報にアクセスすると、何と、メンテナンス中で、停電情報は停止中でした。北電はホームページで謝罪していますが、公式ツイッターも閉鎖しており、北電の危機管理のなさを露呈したと言わざるを得ません。

知事は、正確な情報提供が重要との認識を示していますが、電力を安定的かつ安心して供給する電力事業者の役割に照らし、この事態をどう受けとめますか。

また、この事態をいつ知って、どう対応したのか、伺います。

我が会派は、これまで、災害時のBCPの策定の促進を提言してきました。未明の地震とブラックアウトに際し、医療機関のBCPの策定状況や、人工透析、在宅での電力による酸素・吸引治療等への対応はどうだったのか。

また、物流、生産を初め、民間企業等におけるBCPの策定状況をお示しいただくとともに、その効果、必要性についても認識を伺います。

北電が引き起こしたブラックアウトによって、道民の暮らしは混乱に陥れられ、公共インフラ、物流、産業など、あらゆるものに被害を与えました。

酪農家は、1日に2回の搾乳ができず、搾乳しても廃棄しなければならないなど、甚大な被害を受けました。

道は、被害状況をどう把握しているのか、損失補償についてはどうお考えなのか、伺います。

釧路太田農協では、不測の事態に備えて5台の発電機を持ち、吹雪による停電などを乗り越えてきたと聞きます。

今回、全戸停電となり、自家用発電機と合わせて15台をユニック車に乗せ、全戸に設置した配電盤に接続し、夜通し稼働させて、徹夜で搾乳に当たったと聞きます。

一方、大規模な酪農家ほど、乳房炎が発症し、死亡する牛まで出ました。

非常用発電機の設置に対する補助事業のこれまでの実績を示すとともに、こうした事態を繰り返すことがないように、対象拡大を加速すべきと考えますが、どう取り組むのか、伺います。

これから厳冬期を迎える本道では、500万キロワット以上をピークとする電力需要が見込まれます。

安定した電力供給のために、国と北電は早急な対応策を示すべきですが、知事はどのように対応しようとしているのか、伺います。

私は、昨年6月の産炭地域振興・エネルギー問題調査特別委員会で、東日本大震災から日がたち、自然再生エネルギーと省エネの推進等に対する期待はなお一層強まっているものの、一服感が出てきていると指摘し、施策の促進を求めました。

道民の自主的な省エネ、節電をより喚起するとともに、北電が電力需要の動向を道民にしっかりと示し、効果的な省エネ・節電協力を得るべきではありませんか。同時に、安心感を取り戻すことが求められると考えます。どう取り組むのか、伺います。

次に、原発政策についてです。

泊原発は、現地の震度が2程度だったにもかかわらず、使用済み核燃料等を貯蔵するプールを冷却するための外部電源を喪失しました。非常用電源で辛うじて冷却できたものの、重大事故の一手手前であり、原発が稼働していれば、緊急停止をしなければならない重大インシデントにつながりかねませんでした。

原子力施設における異常事態の発生と考えますが、知事の認識はどうか、伺います。

復旧までに9時間半を要していますが、北電から、外部電源喪失の連絡及び経過報告は、どの範囲に、いつ、どのようになされたのか。

また、防災計画に定められている、周辺住民等に対する情報提供及び避難等の予防的な防護措置の準備、実施について、知事はどのように判断し、必要な措置をとったのか、伺います。

外部電源喪失に関する報告は、北電のホームページで見つけられず、北電社長の会見の要旨に

も記載がありません。北電の対応からは、深刻な事態を招き、国民に不安を与えたという認識は伝わらず、余りに安易と言わざるを得ません。

知事は、外部電源喪失に関し、北電からいつ事情を聞いたのか、北電の対応を知事は十分とお考えか。今回の検証とともに、再発防止策を北電に求めるべきではないかと考えますが、あわせて伺います。

国や道などの避難計画では、原発事故の際の住民避難のためにバスを運行することとなる道央のバス会社の6社が、現状では輸送が困難と回答していることが、北海道新聞で報道されました。

道は、バス要請・運行要領に基づき、バス協会が会員各社と調整し、運転手の確保を行うと答弁していました。

私は、原発事故に係る避難計画は被曝が前提と繰り返したばかりでしたが、運行に際し、バス運転手の同意と協力は不可欠です。被曝覚悟でバス運転手を確保できるのですか。家族を思い、拒否する方が出ても当然ではありませんか。

こうした状況で、原子力災害時の住民避難は万全と言えるのか、見解を伺います。

住民輸送の際、バス運転手の被曝線量の限度は1ミリシーベルトとしています。実際の事故では、それを超えることは容易に想定されます。

目に見えない放射能被曝を受けるバス運転手の不安と恐怖を知事はどう受けとめていらっしゃるでしょうか。

限度を超えた被曝や恐怖で、途中で引き返すことも否定できません。そうした場合、住民は、安全に避難できるのか、取り残される心配は全くないと断言できるのか、明確にお答えください。

次に、国直轄ダムの基本計画変更と公共事業施策についてです。

知事から、特定多目的ダム法の規定により、幾春別川総合開発事業における228億円の増額と工期の3年延長、沙流川総合開発事業における97億円の増額と工期の2年延長に対する知事意見案への同意が求められました。

そこでまず、これまでのこの2事業における基本計画の変更に関し、当初計画以降の推移をつまびらかにお願いします。

これまでも計画変更を繰り返し、さらに、ダムの完成間際になって、直轄ダムの2事業で325億円もの巨額の増額を提案することは、余りにずさんな見通しと指摘せざるを得ません。基本計画を変更すれば、延々と完成を先延ばしし、幾らでも税金をつぎ込むこととなります。

知事は、これまで、今後、総事業費は増額しないこと、総事業費の圧縮を図ることを知事意見として付しながら、結局、巨額の財政負担を認め続けてきたこととなります。知事意見の効果は全くなかったのではありませんか。

議会に諮った意見が全く尊重されず、反映もされないことに対する知事の責任は極めて重いと言わざるを得ません。知事は、その責任をどう受けとめているのか、伺います。

一方で、公共土木施設の維持管理費等の知事就任以降の推移を検証してみますと、高橋道政以前の2002年の99億5000万円から、63%の63億円にまで減額し、いつときは増額したものの、昨今は、労務単価の上昇にもかかわらず、2018年は78%にとどまったままです。

地域からは、河床が埋まっている、堤防がないままだ、草刈りが行き届かないなど、維持管理の不十分さが繰り返し指摘され、7月の豪雨災害でも、旭川市のペーパン川、倉沼川などの被災を防ぐことができなかつたではありませんか。どんどんふえるダム事業とは大違いです。

今後、災害対策としても、道民の命と財産を守るためにも、公共土木施設の維持管理費を効果的に増額し、安心して暮らせる水準を確保すべきです。知事の見解を伺います。

次に、障がい者雇用の促進等についてです。

多様な社会参加を保障する上で、女性差別の撤廃とともに、障がい者の社会参加を進めることが国家施策として進められてきたはずですが。

ところが、ほとんどの国の行政機関で、昨年公表した障がい者雇用が3460人も水増しされ、法定雇用率を偽装していたことが発覚しました。国は、緊急調査を行い、水増しを認めざるを得ませんでした。

障害者雇用促進法のもと、先頭に立つべき国が、障がい者の働く機会を奪い、国民を欺いた、許しがたい行為にほかなりません。知事及び教育長の認識を伺います。

障がい者雇用について、民間は法定雇用率を達成する義務が課せられており、本道では、法定雇用率を達成している企業は、2017年度で54.1%と約半数です。

道内の障がい者雇用の状況と、なお一層の促進策、身体、知的、精神の3障がいへの対応について、知事に伺います。

一方、道の障がい者採用数は224人であり、障がい者の法定雇用率を達成しているとはいうものの、新規採用選考は身体障がい者に限定されています。

精神障がいの23人は、いずれも、新規採用ではなく、就業後に認定されており、知的障がい者の採用は今もゼロです。

障がい者条例を持つ道は、率先して新規採用を進め、障がいの種別で採用を差別していると思われるような事態は早急に解消すべきではないでしょうか。

また、道教委は、長期にわたり法定雇用率を達成したことがなく、過去に、厚生労働省から適正実施勧告を数度受けています。道と同様に、精神障がい者、知的障がい者の雇用も進んでいません。

これまで、他都府県の動向を検討するとしてきた知事に、その検討状況を伺うとともに、雇用状況と取り組みの強化について、知事及び教育長からお示し願います。

次に、学校の耐震化についてです。

胆振東部地震では、断層帯の上でなくても、現実には震度7の内陸直下型の地震が起きました。

教育施設の被害は、ガラスの破損やコンクリート片の落下など、少なくとも354件に上り、発生時間によっては、児童生徒が負傷する可能性がありました。

にもかかわらず、地震予測が緊迫している道東でも、子どもたちの生活の場所である学校の耐震化が完了していません。公立小中学校の耐震化率は95.8%で、全国で下から4番目の低さであり、205棟が耐震化されていません。

2015年度の耐震化100%を目標にしてきましたが、これが達成できないまま、本道におけるこのたびの被災を踏まえ、待ったなしとなった学校耐震化の完了に対して、知事及び教育長はどのように取り組むのか、伺います。

次に、学校の入試改革等についてです。

学校の入試改革の一環として、2020年の入試から本格活用が検討されるジャパンeポートフォリオの試験運用が4月から始まりました。

生徒の活動履歴を入試に反映させるツールとされていますが、現場では、大学入試でどの程度使われるか、わからない点が多い、生徒の活動をどうやって点数化するのかなど、困惑があります。

まず、eポートフォリオに対する認識を伺います。

ジャパンeポートフォリオの運営サポーターであるベネッセコーポレーションが開発したクラッシーの利用をまるで義務づけているような通知を出した高校があらわれました。利用料やネット環境まで指示し、クラッシーを使わなければ、ジャパンeポートフォリオに接続できない、使えないような誤解を与える内容でした。

道教委は、現場の教職員や生徒、保護者に、ジャパンeポートフォリオについて、どのように情報提供し、説明しているのか、伺います。

大学入試は、現在の高校1年生から新しい制度の対象となりますが、高大接続改革の姿が見通せず、大学入試に向けて、殊さら不安や競争をあおるようなことは避けなければならないし、生徒の入試も成功させなければならないというジレンマに苦しんでいると考えますが、高大接続改革について、道教委として、今後、どのように取り組んでいくのか、伺います。

最後に、職員の不祥事等についてです。

2016年第1回定例会の私の質問を踏まえ、知事部局では、一昨年6月から、全ての懲戒処分を公表するように改善されたところではありますが、ことしになってからも、道職員、道警察職員による盗撮や飲酒運転などの悪質な不祥事が相次いで発生しています。なぜ、このような不祥事がなくなるのでしょうか。

知事部局、道警察における処分等の件数及び主な事案について、過去5年間の推移をそれぞれお示し願います。

また、公表を拡大したことにより、支障が生じたかどうかについて、知事にあわせて伺います。

知事部局では、公表拡大の効果をどのように捉えているのか、知事に伺います。

これで、道警察以外は、全ての懲戒処分が公開されることになりました。

そこで、唯一、全面公開に反対している警察本部長に伺います。

職務外の事案を公表している県はないのでしょうか、明らかにしてください。

なぜ、全面公開に至らないのでしょうか。効果的な抑止策ではないとお考えなのか。

道民の場合には、ちゅうちょなくメディアに発表するのに、警察内部の不祥事は隠し、平然としていることに、道民の理解を得られるとお考えでしょうか。道警察本部長の見解を伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）真下議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、このたびの災害対応についてであります。このたびの地震では、発災後、直ちに災害対策本部を設置するとともに、私から、防災担当部局に連絡し、状況把握をしっかりと、人命最優先に的確な応急対策を講ずるよう指示いたしましたところであります。

その後、担当部局から、災害対策本部指揮室を設置し、各班ごとに被害状況を確認中であること、本部員会議の開催の準備を進めているとの報告があり、私から、速やかに災害対策本部員会議を開催するよう指示し、7時から本部員会議を開催し、その後、記者会見を行ったところあります。

このたびの災害の初動対応に当たっては、適宜、状況の報告を受け、私から指示をしているところであり、的確な応急対策がとれたものと考えているところではありますが、こうした一連の対応などについて、今後設置する検証委員会において検証を進めてまいる考えであります。

次に、被災地域への支援についてであります。被災した地域においては、住民の方々の暮らしや経済活動に甚大な影響が生じているところであり、今後の復旧、復興に向けて、地域と一体となって対策を進めていく必要があると認識いたします。

このため、道といたしましては、きめ細やかに被害の実態や地域の実情を把握し、被災された方々の生活再建や、地域の中小企業、農林水産業の復興に向けて、必要な対策を国に強く求めるとともに、振興局の機能も最大限に生かしながら、総合的な支援に努め、被災地域の復旧、復興に全力で取り組んでまいる考えであります。

次に、避難所の運営についてであります。避難所は、被災された方々のよりどころであり、良好な環境を確保することが重要でありますことから、道では、このたびの災害において、被災地に職員を配置し、それぞれの避難所におけるニーズも踏まえながら、国や民間企業等との連携のもと、食料はもとより、プライバシーの確保や寒さ対策などに配慮し、必要な物資の供給に取り組んでいるところあります。

また、被災された方々のエコノミークラス症候群の発症を防止するため、啓発チラシを配付したほか、心身の健康を確保していくため、医師、保健師などを避難所等に派遣し、被災された方々の心や体のケアを行っているところであり、道といたしましては、引き続き、避難生活を余儀なくされている方々に対し、より良好な環境が確保されるよう、市町村や関係機関などとも連携しながら、きめ細やかな避難所の運営支援に努めてまいります。

次に、このたびの停電に関し、まず、情報提供に係る電力事業者の役割等についてであります

が、北電では、停電があった際、停電地域や戸数、原因、復旧見込みの日時などの情報を速やかに提供するため、ホームページにおいて停電情報を公開しているところではありますが、このたびの停電以降、つながらない状況が続いたものと認識をいたします。

一方、北電の公式ツイッターは、しばらく更新されていなかったところではありますが、アクセスの集中による影響を受けづらいことなどから、世耕大臣からのアドバイスもあり、更新を再開し、随時、情報発信を始めたものと承知いたします。

災害時には、正確な情報を速やかに住民の皆様方に伝達することが極めて重要であり、さまざまな手段を活用し、道民の皆様方への正確かつ迅速な情報伝達に努めるよう、改めて北電に求めてまいります。

次に、停電による酪農の被害状況などについてであります。このたびの地震に伴う停電で、多くの酪農家において、搾乳や生乳の出荷ができなかったことなどにより、これまでに23億円余りの被害が生じていると認識をいたします。

また、こうした事態により、酪農家が大切に育ててこられた乳牛において乳房炎が多発するなど、今後の生乳生産への影響が大変懸念されるところであります。

道といたしましては、一日も早く通常の生産状況に戻していくため、農業改良普及センターによる、酪農家への乳房炎対策などの技術指導とあわせ、引き続き、JAや農業共済組合などと連携を図りながら、乳牛の飼養管理の改善に向けて取り組むとともに、国に対して、必要な乳牛の乳房炎対策や経営安定対策を求めていくなど、酪農家の方々が引き続き安心して生産に取り組めるよう、万全を期してまいります。

次に、冬の電力需給対策についてであります。国によれば、苫東厚真発電所1号機の稼働以降、他の発電所にトラブル停止等がなければ、電力需給はかなり安定化し、今後は、例年のように、冬に向けて無理のない範囲での節電への御協力をお願いするとのことであり、まずは、足元の電力需給の安定化に向けて、無理のない範囲での節電に取り組んでいく必要があると考えるところであります。

道といたしましては、需要が高まる冬の電力供給の確保に向け、国が11月にも実施するとしている需給状況の確認を踏まえ、北電や産業団体、医療・福祉団体などで構成する北海道地域電力需給連絡会を国との共催で開催し、節電対策を周知徹底するほか、道民に対しても広く節電を呼びかけるなど、この冬の需給対策に取り組んでまいります。

次に、省エネ、節電の取り組みについてであります。積雪寒冷な本道においては、特に、暖房などで需要が高まる冬の期間における電力の安定供給の確保が重要であります。

今後、発電所の順次復旧が予定されているところではありますが、道といたしましては、需要が高まる冬の電力供給の確保に向け、国や北電による電力需給の見通しを踏まえながら、国とも連携し、暮らしの安心の確保に向け、道民の皆様へ、効果的な省エネ、節電を働きかけてまいる考えであります。

次に、泊発電所についてであります。福島第一原発事故を踏まえて策定された新規制基準に

においては、外部電源喪失を想定した電源構成の多重化や多様化を図るよう定めているところであり
ります。

このため、泊発電所については、今回の地震で全道的な停電が発生したことに伴い、外部電源
が喪失したところではありますが、非常用発電機が直ちに作動し、発電所に異常は生じなかったも
のであります。

今回の事案は、I A E Aの、原子力施設のトラブル等に係る影響評価としては、異常な事象に
は該当しないものと考えられるところではありますが、原発は何よりも安全性の確保が最優先であ
り、北電においては、規制基準を満たすことはもとより、さまざまなリスクを想定し、常に規制
以上の安全レベルの達成に努めることが重要と考えるものであります。

次に、原子力災害時の住民避難についてであります。道では、原子力災害時に住民避難が必要
となった場合には、公共交通機関などに応援を要請するとともに、状況に応じて、国の原子力
災害対策本部に支援を要請し、実動機関の協力により、車両の確保を図ることといたしてありま
す。

このうち、バスによる住民避難については、道とバス協会が連名で作成したバス要請・運行要
領に沿って、運転手の安全確保を大前提とした運行ルールのもと、バス事業者に住民避難を実施
していただくこととしているところでもあります。

しかしながら、バス事業者からのさまざまな御意見等も聞いているところであり、今後とも、
バス協会と連携を密にし、研修会の実施や訓練への積極的な参加などを通じ、原子力防災対策に
対する理解の促進に努めるとともに、必要に応じて要領の見直しを行うなど、住民避難が円滑に
行われるよう、不断に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国直轄ダムの基本計画の変更などについてであります。このたびの基本計画の変更
は、総事業費の増額や工期を変更するものであります。道では、この変更内容に対し、国から
より詳細な聞き取りを行うなどして、厳格な精査を行ってきたところでもあります。

その結果、総事業費の増額は、主として、物価上昇などの社会的情勢の変化や、台風などの自
然災害の影響といった、やむを得ない要因によるものであり、管理設備の見直しによるコスト縮
減も図られること、さらに、ダムに対する地域の方々の切実な思いを踏まえ、今回の基本計画の
変更に同意しようとするものであります。

しかしながら、今回変更となる両事業ともに、これまでに2度の総事業費の増額を行ってき
てきているところであり、道の厳しい財政状況に鑑み、高いコスト意識を持って事業執行に当たって
いただくために、「今後、総事業費の増額を一切行わないこと。」とする意見を付し、国に対して
強く求めることとしたところでもあります。

次に、障がい者雇用についてであります。全ての事業主は、障がい者が地域の一員として、
ともに生活できる社会の実現に向け、適切な雇用の場を確保する責務を有することとされてい
るところであります。

率先垂範すべき国において、制度の対象とならない者を多数計上していたことは、大変残念で

あるとともに、あつてはならないことと考えるものであり、道といたしましては、今後とも、企業への要請はもとより、障害者就業・生活支援センターを通じた相談対応等により、本道における障がい者雇用が進むよう取り組んでまいります。

次に、学校の耐震化についてであります。学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習の場であることはもとより、このたびの胆振東部地震のような災害発生時において、地域住民の避難所となるなど、重要な役割を担っていることから、その耐震化は喫緊の課題であると認識をいたします。

このため、これまでも、耐震化が完了していない市町村に対し、早急に耐震化が図られるよう要請を行うとともに、国に対しても、市町村の財政負担の軽減が図られるよう求めてきたほか、道として、私立学校の耐震補強工事に対する新たな支援制度を設けるなどしてきたところであります。

私といたしましては、子どもたちが安心して学べる環境を確保するため、財源措置のさらなる充実を国に要望するとともに、平成32年度を時限とする国庫補助率のかさ上げ措置等を活用し、早期に耐震化が完了するよう、市町村に強く働きかけていくなど、道教委と連携しながら、耐震化の一層の促進に努めてまいります。

最後に、懲戒処分の公表についてであります。道では、不祥事の再発防止や道政に対する信頼の確保といった観点から、平成28年6月、懲戒処分の公表指針を改正し、公表の範囲を、職務に関連しない行為に関しても、減給及び戒告の処分にまで拡大したところであります。

この改正により、公私を問わず、原則として全ての懲戒処分を公表することとなったところでありますが、職員の不祥事はあつてはならないことであり、その防止に向け、職員一人一人に対し、日ごろの職場におけるコミュニケーションを含め、あらゆる機会を通じて、服務規律の確保や法令遵守が徹底されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上であります。

○副議長勝部賢志君 農政部長梶田敏博君。

○農政部長梶田敏博君（登壇）最初に、農地、農業用施設等の被災への支援に関して、被災地域に対する支援についてであります。今回の地震では、山腹崩壊による農地への土砂の流入や亀裂などのほか、農協等の集出荷貯蔵施設の機械や設備が損壊するなど、大きな被害が発生したところであります。

こうした被害は、収穫したトマトやパレイショ、米などの生産物の集出荷に大きな支障が生じるとともに、経営に対する影響も大変懸念されますことから、道といたしましては、関係機関と連携して調査を進めながら、農地や農業用施設の早期復旧に取り組んでいるところであります。

また、農業改良普及センターを通じ、被災農家に対し、これから収穫する作物にかかわる技術対策とあわせて、来年に向けた営農指導を実施するなど、農家の方々の不安の解消に努めながら、安心して生産に取り組むことができるよう、きめ細かく対応してまいります。

次に、酪農における非常用発電機の設置についてであります。道内の酪農家における非常用電源の導入状況は、国の補助事業や団体等からの支援、自費での整備も含め、地域によって違いはあるものの、農業団体からの聞き取りでは、全体としては3割程度と承知しているところであります。

このたびの停電により、道内の多くの酪農家で、搾乳や生乳の出荷ができず、大きな被害を受けたことから、道といたしましては、酪農家の方々の意向などをしっかり踏まえて、酪農経営に重要な発電機などの非常用電源の整備の促進が図られるよう、国に支援を強く求めるなど、こうした被害が再び発生することのないよう、農協などと連携して、災害に強い酪農の確立に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 水産林務部長幡宮輝雄君。

○水産林務部長幡宮輝雄君（登壇）災害対策に関し、林業などの復興に向けた取り組みについてであります。このたびの大規模な地震により、厚真町を中心に、広い範囲で山腹崩壊などが発生しており、道としては、人家や道路に近接した箇所から優先的に治山施設を整備するなど、2次被害の発生を防止するとともに、現地調査を継続し、被害の全容を早期に把握した上で、林業経営に対する森林所有者等の意欲が損なわれないよう、森林整備の基盤となる林道の復旧や、荒廃した森林の再生を計画的に進めるなど、地域林業の復興に取り組んでまいる考えであります。

また、胆振、日高管内等の漁港において、岸壁の沈下や道路のひび割れなどの被害が発生しており、道としては、今後の漁業生産活動に支障がないよう、安全確保を図るため、必要に応じて応急措置を行うとともに、国の災害復旧事業などを活用し、施設の早期復旧を図ってまいる考えであります。

以上です。

○副議長勝部賢志君 建設部長岡田恭一君。

○建設部長岡田恭一君（登壇）初めに、災害対策等に関し、土砂災害への対応についてであります。このたびの地震の前の降雨等が被害の規模にどれだけ影響を与えたかについては、現時点では明らかになっておりませんが、地震により地盤が緩んでいる可能性が高いため、今後の降雨による土砂災害の危険性が高まっていると考えられるところであります。

そのため、气象台と道では、揺れが大きかった地域において、市町村が避難勧告などを発令する際の判断の参考となる、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用しているところであります。

道といたしましては、警戒避難体制の整備が進むよう、平成31年度の調査完了を目指すとともに、市町村と連携し、住民の方々の理解を得ながら、早期の区域指定に取り組み、道民の安全、安心な暮らしを確保してまいります。

次に、国直轄ダムの基本計画の変更などに関し、初めに、基本計画の変更の推移についてであります。幾春別川総合開発事業に関し、第1回の変更では、利水容量の変更によるダムの規模

の変更とあわせ、取水設備などの工法の変更により、総事業費が約135億円の増額、工期が11年の延伸となっており、第2回の変更では、つけかえ道路の斜面对策工の追加などにより、総事業費が約87億円の増額、工期が5年の延伸となっているところであります。

また、沙流川総合開発事業に関し、第1回の変更では、物価上昇や掘削工法の変更などにより、総事業費が約380億円の増額、工期が13年の延伸となっており、第2回の変更では、平成15年の台風10号による洪水を受け、治水・利水計画を変更したことにより、総事業費が約393億円の増額、工期が12年の延伸となっており、第3回の変更では、平成21年のダム検証に要した期間として、工期が3年延伸となったところであります。

なお、これまでの基本計画の変更により、2事業を合わせて約1320億円の増額となるところであります。

最後に、公共土木施設の維持管理などについてであります。道路、河川を初めとする公共土木施設は、道民の暮らしや経済活動を支える重要な社会基盤であり、本来の機能が常に発揮されるよう、適切な維持管理が必要であると認識しているところであります。

道では、平成29年3月に、公共土木施設の維持管理基本方針の見直しを行い、河川におきましては、予防保全の考え方を取り入れ、計画的な河道内の土砂除去や樹木伐採などに取り組んでいるところであります。

今後より一層、効率的、効果的な維持管理に努めながら、これらに活用できる交付金制度の創設を国に要望するなど、必要な予算の確保を図り、道民の安全で安心な暮らしが守られますよう、基本方針に基づき、適切な維持管理に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 総務部危機管理監橋本彰人君。

○総務部危機管理監橋本彰人君（登壇）初めに、災害対策に関し、段ボールベッドの活用についてであります。避難所における段ボールベッドの使用は、衛生面ですぐれているほか、心理的ストレスやエコノミークラス症候群などの2次健康被害を防止する上で、さまざまな効果があると認識をいたしております。

道では、このたびの災害において、停電に伴い、道内企業が段ボールベッドを製造できなかったことから、国や日赤北海道看護大学などに協力を要請し、1000個の段ボールベッドを順次確保した上で、厚真、むかわ、安平の被災3町に供給いたしたところであり、引き続き、避難を余儀なくされている方々の良好な生活環境の保全に努めるとともに、避難所の運営を含め、このたびの災害に関する検証を進め、今後の防災対策に反映してまいります。

次に、地域防災計画などについてであります。国では、例年、夏と冬を前に、全国の全ての電力会社ごとに需給の検証を行っておりますが、特に、北海道の冬期間は、寒さが厳しく、需給の逼迫の影響が大きいことなどから、過去最大級の129万キロワットの計画外停止が発生した場合を想定した評価を実施していると承知しております。

また、道として個別の情報提供は受けておりませんが、北電におきましては、日ごろより、保

安対策等のためのさまざまな訓練が行われているものと考えております。

電力施設の災害応急対策につきましては、国や北電を初め、防災関係機関で構成いたします北海道防災会議において地域防災計画を策定し、この中で、電力関係につきましても、電力施設災害応急計画が盛り込まれており、本道における防災対策に取り組んでいるところであります。

次に、原発政策に関し、まず、道などへの情報提供についてであります。北電からは、安全協定に基づき、道及び4町村に対し、地震後、速やかに、外部電源の喪失や非常用発電機の起動も含め、泊発電所の状況について通報があったところであり、その後、1号機から3号機の各機の外部電源が復旧した旨の連絡もそれぞれ受けていたところでございます。

また、今回の事案は、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態には該当しないものの、道の災害対策本部内に専任の職員を直ちに配置し、泊発電所の状況に係る情報収集を行いますとともに、地震による被害状況とあわせて、泊発電所については、外部電源が喪失したが、非常用電源が直ちに起動し、異常は生じていない旨、9月6日午前7時に公表をいたしたところであります。

次に、外部電源喪失に関し、北電の対応についてであります。北電におきましては、今回の地震に関し、9月6日午前6時に行った報道機関に対する情報提供の中で、泊発電所については、外部電源が喪失しているが、非常用電源により受電をしており、問題はない旨、説明するとともに、ホームページ上でも公表したと承知をいたしております。

また、道及び4町村には、安全協定に基づき、地震後、速やかに、泊発電所の状況について通報があったところでございます。原発の安全対策につきましては、道民の皆様の大きな関心事でございますことから、道では、引き続き、北電に対し、道民の方々への丁寧な情報提供を求めてまいりたいと考えております。

最後に、原発事故に係る避難計画に関し、バスによる住民避難についてであります。泊地域の緊急時対応では、バスによる住民の避難については、バス要請・運行要領に基づき、運転手の安全確保を大前提に、道が、必要な防護資機材を整備、備蓄し、緊急時に配付することや、住民避難の際の被曝線量限度について、国際的な考え方などに基づき、一般の方々と同様の1ミリシーベルトの範囲内の業務となるよう、運行方法などを定めております。

なお、事態の進展によって、バス運転手の積算被曝線量が1ミリシーベルトを超えると予想される場合には、自衛隊などの実動組織により対応することとしているところであり、今後とも、研修会や訓練を通じまして、こうした考え方について理解を深めながら、住民の皆様の避難が円滑に行われるよう取り組んでまいります。

以上でございます。（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 経済部長倉本博史君。

○経済部長倉本博史君（登壇）初めに、全道停電と電力供給等に関し、火力発電所についてであります。火力発電所は、ボイラーやタービンといった主な発電設備については、日本電気協会が制定した耐震設計規程や、メーカーが策定した基準に基づき設計され、また、発電所の建設に

については、国に工事計画書を届け出た上で着工するものとされているところでもあります。

道では、北電から、発電設備に係る技術的、専門的な事項に関する情報提供は受けていないところではありますが、一定規模以上の火力発電所の破損事故等については、産業保安の観点から、国への報告が義務づけられております。

道といたしましては、電力の安定供給に責任を持つ北電と、エネルギー政策に責任を有する国に対し、今後とも電力の安定供給に万全を期すよう求めているところでもあります。

次に、電力需給についてであります。発電所の立地については、供給力の確保はもとより、電力の需要地との関係や燃料の搬入ルートなど、さまざまな観点から検討し、電力事業会社において決定しているものと認識をしております。

北電におきましては、石狩湾新港発電所の新設など、分散立地を進めているところであり、引き続き、さまざまなリスクを踏まえ、安定供給に取り組んでいく必要があると考えております。

次に、企業等におけるBCPの策定についてであります。このたびの地震に伴う停電に際し、医療機関では、災害拠点病院等を中心とした連携などにより、医療提供体制を速やかに確保したほか、道では、関係機関と連携し、人工透析患者の受け入れ体制の確保や、在宅で医療機器を使用する患者の安全確認などを行ったところでもあります。

道内では、BCPを策定している企業は、本年5月の民間調査機関の調査結果によりますと、11.7%にとどまっているところでもあります。

BCPは、災害時に、商品等の安定供給や医療提供体制を確保していく上で重要であり、道といたしましては、医療機関におけるBCPの策定状況を調査するほか、企業や医療機関の活動への影響が最小限にとどまるよう、関係機関とこれまで以上に連携し、策定を促進してまいります。

最後に、障がい者雇用の状況についてであります。昨年6月現在で、道内の、障がい者の実雇用率や法定雇用率の達成企業の割合は全国平均を上回っているものの、いまだ半数近くの企業が未達成の状況にあります。

道といたしましては、北海道労働局との連携による企業への要請や、就職面接会の開催のほか、障害者就業・生活支援センターでの、身体、知的、精神の障がい特性に応じた相談や、企業へのコーディネーターの派遣による新たな職域の開拓に加え、障がい者の職業訓練や職場適応訓練の実施など、さまざまな障がい特性に応じた支援を行うことにより、障がい者雇用の一層の促進に取り組んでいるところでもあります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 総務部職員監山岡庸邦君。

○総務部職員監山岡庸邦君（登壇）初めに、障がい者雇用の促進等に関し、障がい者の雇用状況などについてであります。知事部局では、これまで、身体障がい者を対象とした採用選考試験により、112人を採用してきており、本年度の実施を含め、雇用の促進に努めているところで

現在、精神障がい、または知的障がいのある方を対象とした採用試験については、埼玉、東京など8都府県でそれぞれ実施されており、本年度、新たに3県が加わったものと承知しております。

知事部局といたしましては、精神に障がいのある方の採用に関し、障がいの程度や特性に応じ、勤務地、配置箇所の設定など、多岐にわたる勤務の条件を適切に設定していく必要があることから、関係機関のほか、専門家の助言や、先進事例も参考にしながら、長期的、安定的な雇用に向け、引き続き検討を進め、一層の障がい者雇用の促進に努めてまいります。

次に、職員の不祥事等に関し、懲戒処分の状況についてであります。知事部局における懲戒処分の件数は、平成26年度が23件、27年度が26件、28年度が28件、29年度が33件で推移し、今年度は、本日時点で9件となっているところでございます。

処分事由の主なものといたしましては、速度違反など交通法規違反のほか、事務の遅延や懈怠といった不適正事務が発生しているところです。

また、指針では、被害者等のプライバシー等を侵害するおそれがある場合には、公表の例外として、公表内容の一部または全部を公表しない規定を設けており、支障がないよう取り扱っているところです。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 教育長佐藤嘉大君。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）真下議員の御質問にお答えいたします。

初めに、障がい者雇用の促進に関し、まず、障がいのある方の雇用の確保についてであります。全ての事業主は、障がいのある方々について、社会連帯の理念に基づき、適切な雇用の場を確保する共同の責務を有しており、進んで雇用に努めなければならないとされております。

こうした中、障がい者雇用の実績を示す障がい者雇用率に関し、その算定や国への報告に当たっては、厚生労働省のガイドラインに従って行うことが重要であり、国の省庁など、多くの行政機関において、制度の対象とならない者を多数計上していたことは大変残念なことと考えております。

次に、障がい者雇用の状況についてであります。道教委においては、障がいのある方を事務職員や実習助手として採用することに努めているほか、教員採用選考検査において、身体障がい者を対象とした特別選考を設けるなど、障がいのある方の雇用に向けた取り組みを進めてきております。道教委における対象職員数の約85%が教員という状況の中、障害者手帳を持ち、かつ教員免許を保有している方が極めて少ないことから、雇用が大きく進まない状況にあります。

こうした中、道教委としては、平成24年度から、障がいのある方を、道立学校の環境整備を担当する公務補職に採用することなどで、精神障がいや知的障がいのある方を含め、29年度までの5年間で、541人から637人に、雇用率にして1.7%から2.11%に増加してきており、今後とも、働く環境を整備するなどして、障がいのある方々の積極的な雇用に取り組んでまいります。

次に、公立学校施設の耐震化についてであります。学校施設は、子どもたちが長い時間を過

ごす学習の場であり、災害発生時には、地域の避難所としての役割も担うことから、安全、安心な施設の整備は極めて重要な課題であると認識をしております。

これまで、市町村では、公立学校の耐震化については、平成32年度を時限とする国庫補助率のかさ上げ措置等を活用して整備を進めてきておりますが、本道において、小中学校の耐震化が完了していない学校施設は、31の市町で205棟となっているところであります。

道教委といたしましては、耐震化が完了していない市町に対し、引き続き、幹部職員等が直接出向き、早急に計画を策定し、整備に着手するよう強く要請を行うとともに、国に対し、かさ上げ措置のさらなる延長など、補助要件の緩和や地方財政措置の充実等について要望してまいります。

次に、大学入試改革等に関し、まず、eポートフォリオについてであります。現在、国が進めている高大接続改革は、高等学校教育改革、大学教育改革、大学入学者選抜改革を一体的に行うものであり、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度の学力の3要素を身につけるべき力として重視しており、文部科学省では、とりわけ、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を適切に評価するため、大学入学者選抜に活用できる仕組みとして、高大接続ポータルサイトの、ジャパンeポートフォリオを構築し、高等学校における生徒の多様な学習活動や、学習成果の多面的、総合的な評価の方法について検討しているものと承知をしております。

一方で、このポータルサイトは、学校の授業や行事、部活動などでの学びや、取得した資格、検定などを生徒みずからが入力して蓄積するというシステムでありますことから、道教委としては、生徒が、みずからの学習活動を振り返り、次につなげる主体的な学びの実現に資するものと認識をしております。

次に、ジャパンeポートフォリオについてであります。文部科学省の委託事業として運用されているジャパンeポートフォリオにつきましては、道教委としても、国の説明会に出席するなどして情報収集に努めており、校長会議等を通して、各学校に対し、その趣旨や管理運営方法などについて説明してきたところであります。

また、このシステムに連動することが可能な民間のシステムも開発されており、こうした民間システムを使用する学校においては、その目的や経済的負担などについて誤解を招くことがないように、保護者へ適切に説明するよう指導してきております。

最後に、高大接続改革についてであります。高大接続改革は、高校教育、大学教育、大学入学者選抜を一体的に改革するものであり、高校教育改革については、学習指導要領の改訂や学習指導方法の改善、多面的な評価の推進など、また、大学入学者選抜改革については、大学入学共通テストの導入や、個別大学の入試のあり方の見直し、多面的、総合的な評価への改善などが、その主な内容となっております。

道教委では、これまで、校長会議や教員を対象とした研究協議会等において、高大接続改革の趣旨を適宜説明してきたほか、大学進学も視野に入れた学力向上実践事業などに取り組み、成果

の普及を図っているところであり、今後においても、高大接続改革に関する国の動向や他都府県の取り組み状況などを情報収集し、生徒や保護者の方が不安を抱くことなく、進路の実現に向けて取り組んでいくことができるよう、各学校に対して、きめ細かな情報提供に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 警察本部長和田昭夫君。

○警察本部長和田昭夫君（登壇）真下議員の質問にお答えをいたします。

懲戒処分等の状況についてであります。道警察における懲戒処分の件数につきましては、平成26年が9件、27年が22件、28年が16件、29年が5件で推移し、本年は、8月末時点で8件となっております。

主な事案につきましては、交通違反等事案、窃盗事案、公然わいせつ事案などです。

懲戒処分には至らない、所属長からの指導、注意など、指導監督上の措置の件数につきましては、平成26年が74件、27年が83件、28年が98件、29年が62件で推移し、本年は、8月末時点で58件となっております。

主な事案につきましては、不適切異性交際事案、交通違反等事案、行為者の上司に係る監督不適切事案などです。

次に、懲戒処分の発表についてであります。道警察では、職務執行上の行為及びこれに関する行為に係る懲戒処分、私的な行為に係る懲戒処分のうち停職以上の処分、その他、行為の態様、行為の公務内外に及ぼす影響、職員の職責等を勘案し、国民の信頼を確保するため発表することが適当であると認められる懲戒処分について、発表を行うこととしております。

なお、例外的に、被害者、その他、関係者のプライバシー、その他の権利、利益を保護するため、やむを得ない場合には、発表を行わないこととしております。

また、他府県警察においても、同様の考え方に基づいて発表を行っているものと承知しております。

このような考え方により、引き続き、道民の理解を得られるよう努めてまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 真下紀子さん。

○75番真下紀子君（登壇・拍手）（発言する者あり）知事、教育長及び警察本部長から答弁をいただきましたが、指摘を交え、再質問をいたします。

初めに、災害への知事の対応についてです。

発災後の知事の初動対応についても検証するとお答えになりましたけれども、知事が登庁しない間に、国内で初めて経験する重大な災害が刻々と進行していたというのに、災害対策本部長が知事公邸で何のために待機していたのでしょうか。指揮室に駆けつけ、刻々と集まる情報に対し、的確な判断と指示を出すのが本部長の役割と責任ではありませんか。

知事には、厳しい検証を求めておきます。

次に、火力発電所の耐震性についてです。

苫東厚真発電所は、十分な耐震性を確保しないまま稼働を続けた結果、震度7の地震で、北海道全域の295万戸が長時間にわたって停電する事態を引き起こす引き金となりました。

ところが、知事は、苫東厚真発電所の耐震性について知らなかっただけでなく、今の部長答弁で、次々と動き出している道内の火力発電所の耐震性も全く知らなかったことが明らかとなりました。その上、事故が起きてから初めて国に報告するという答弁には、全く驚くばかりです。

道内の火力発電所は13基ですが、泊原発の運転開始後に稼働したのは2基のみで、ほかは30年以上経過と老朽化しています。それなのに、知事は、巨大地震を経験しても、なお、厳しい危機感に至らないのでしょうか。

今後、安全で安定した電力供給を図るためにも、知事は、北電から、火力発電所の耐震性と安全性について報告を受けるべきではないですか、いかがか、伺います。

次に、一極集中の電源立地のリスクについてです。

国は、東日本大震災後の2011年12月に、電力システム改革に関するタスクフォースで、「大規模電源の集中リスク、遠隔地電源への依存リスクが顕在化した。」と明確に述べ、遠隔地集中電源の見直しが必要と言及していました。

我が会派は、地域分散型で地産地消ができる電力の供給を繰り返し提案してきましたが、知事は、電力のあり方の変化に目を閉ざしていたのではありませんか。

北電は、泊原発停止後、それまで泊原発に依存してきた集中電源の役割を苫東厚真発電所に移し、道内の発電の半分を集中させていた事態に対し、知事は、福島第一原発事故を教訓に、一極集中のリスクがあると考えたことはなかったのですか。

複合災害を想定し、電源立地の分散化を提言すべきだったのではありませんか、伺います。

次に、停電情報について指摘します。

知事も、正確な情報提供は極めて重要との立場ですが、北電は、ホームページの停電情報を休止していただけてだけでなく、公式ツイッターも、昨年3月31日をもって更新を停止していました。再開したのは9月6日の7時31分です。一番当てにならない情報源が、停電の当事者である北電ではありませんか。

知事は、北電の情報提供は余りにお粗末とはお考えにならないと思いますが、この問題も、北電を呼んで説明を受けるべきと指摘しておきます。

次に、外部電源喪失に関する認識についてです。

泊原発は、地震発生後、3時25分に、1号機から3号機とも非常用発電機が起動し、3時45分に、北電から道庁に一報が入りました。4時8分から4時21分までに、北電から立地4町村の担当者の携帯電話に連絡をし、5時4分までに4町村に確認ができたということです。

しかし、知事がこの事態の報告を受けたのは、その1時間以上後、知事が登庁したとされる6時20分であり、それまで、外部電源喪失に関する情報を得ず、連絡や判断に知事が関与していなかったことになるのではありませんか。経過の事実関係をお認めになりますか。

これが知事の初動としての確だったと道民は見るでしょうか。そのことについて伺います。

この背景に、事の重大性、緊急性を余りに軽く見ていることがあると考えます。

原発が、ブラックアウトにより外部電源を喪失しても、IAEAの影響評価は、異常な事象には該当しないと答弁されたとおり、重大な事態になっているとの認識が余りないということです。

確かに、今回は、放射能の放出はありませんでした。しかし、それにつながりかねない、第1の防護を突破されたことに違いはありません。

知事は、福島第一原発事故を踏まえ、新規制基準で外部電源喪失は想定されており、外部電源喪失は間々あること、大丈夫だと言わんばかりの答弁には驚くばかりです。

北電も、今回は、震源地から離れていたから非常用電源に辛うじてつなげることができましたが、泊原発では活断層の存在を否定できない中、地震と停電による外部電源喪失の重大さをしっかりと受けとめるべきではないでしょうか、いかがか、伺います。

次に、バス運転手の確保についてです。

原発災害時の住民避難が困難だと答えたバス会社の6社は、北海道バス協会に加盟する主要な会社です。その会社が住民輸送は困難というのなら、協会として了解したバス要請・運行要領そのものが破綻することになり、住民の避難輸送の枠組みが根底から崩れることになります。

知事は、それでも住民の輸送は必ずできるとお考えか、伺います。

次に、原子力災害時の実動組織の支援についてです。

1ミリシーベルトを超える場合は、自衛隊などの実動組織が対応するとの答弁でした。しかし、自衛隊員も同じ生身の人間です。

福島原発事故のように、水素爆発や、大量の放射性物質が放出される中で、自衛隊などの実動部隊が必ず動員される保証はあるのでしょうか。バス運転手と同様、辞退する隊員も多く出てくるのは必然ではありませんか。

また、そこがだめになった場合、どうするのかは考えているのか、あわせてお答えください。

次に、ダム事業の基本計画変更についてです。

直轄ダムの基本計画変更に関する知事意見は、まるでセレモニーです。

当初の総事業費から1320億円もの増額を容認してきたことになり、サンルダムを含めると、直轄ダムの3事業の総事業費は、当初の1770億円から実に3151億円へと膨大な増額となっています。当初計画は一体何だったのか。まるで入札逃れではありませんか。

企業局の工水事業にも少なくない影響が生まれ、受益者負担もふえます。計画変更を理由に、巨額の事業費が費やされていることは許しがたいことです。

道は、今回の変更内容に関し、国から詳細な内容を聞き取り、厳格な精査を行ったとの答弁ですが、道の精査により、事業費が減額されたり、増額が抑制されたことは一切ないではありませんか。知事意見が反映されたというのなら、ぜひ披瀝願います。いかがか、伺います。

次に、障がい者雇用の今後のあり方についてです。

教育長から、障がい者雇用について、対象職員数の約85%が教員という中で、障害者手帳と教員免許の両方の所有者が極めて少ないことが、大きく進まない背景にあるとの答弁を受けましたが、どういった取り組みによって拡大を図ろうとするのか、改めて伺います。

次に、不祥事の公表等についてです。

公表に踏み切った道庁の不祥事は、今年度、減少傾向となっています。例外規定を設けたことで、公表拡大による支障は生じていないと職員監から答弁がありました。

一方、唯一、不祥事の懲戒処分を公表していない道警察における不祥事も、新聞報道されたようなひき逃げや酒気帯び運転、万引きなど、道民の範となるどころか、耳を疑うようなものばかりです。

これまで、事案の絶無に取り組むと繰り返してきましたが、昨年は5件で、ことしは、8月末で8件に上ってしまいました。

警察組織では不祥事が公表されず、社会的に厳しく問われないことによって、不祥事に対する甘い体質が組織内で醸成されているのではありませんか。

不祥事の根絶に向け、有効な抑止効果を発揮するために、公表のあり方を厳粛に再検討すべきと考えますが、警察本部長はどう取り組むのか、伺います。

警察本部長の答弁で明らかとなりました監督上の措置は、年間で62件から98件と多く、ことしは、8月で既に58件にも上っております。これは全く非公表です。

この中で、特に、異性関係不適切事案が28件と突出しています。ことし1月は、監督上の措置の5件中4件で80%、2月は14件中6件で43%、3月は25件中18件で72%にも上っています。

このゆゆしき事態を警察本部長はどう受けとめるのでしょうか。軽微な問題とせず、厳格な対応が必要です。警察本部長の見解を伺います。

以上、再々質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）真下議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、火力発電所についてであります。火力発電所は、日本電気協会などの規程や、国に届け出る工事計画書に基づき建設され、また、産業保安の観点から、破損事故等の報告が義務づけられるなどしているところではありますが、道といたしましては、北電に対し、このたびの事故を踏まえて、的確な運転管理による異常の早期発見や、計画的な点検を通じた設備管理の徹底など、発電施設の安全管理に向けた不断の取り組みを強く求めてまいります。

次に、電力需給についてであります。北電においては、石狩湾新港発電所の建設など、分散立地を進めているところではありますが、暮らしと経済の基盤である電力については、安定供給が何よりも重要であり、道といたしましては、北電に対し、さまざまなリスクを想定し、発電設備や電力システムのあり方を含め、電力の安定供給に万全を期すよう求めるとともに、地域や企業などとの連携のもと、身近な地域で自立的に確保できる資源を活用したエネルギーの地産地消を引き続き推進してまいります。

次に、泊発電所の状況についてであります。北電から道に対し、全道的な停電により泊発電所の外部電源が喪失したものの、非常用発電機が直ちに作動し、発電所に異常は生じていないとの報告を、地震後、速やかに受け、その後においても、道の災害対策本部で、泊発電所の状況に係る情報収集を行っていたところであり、私には、登庁後、直ちに、地震に伴う被害状況とあわせて報告があったところであります。

次に、泊発電所についてであります。新規制基準においては、福島第一原発事故の教訓を踏まえ、外部電源喪失への対応だけでなく、所内の電源も含め、電源確保への対策が抜本的に強化されたところであります。

今回の泊発電所における外部電源喪失に関しても、非常用発電機が直ちに作動したことにより、発電所に異常は生じなかったものであります。

次に、バスによる住民避難についてであります。先般、道や北海道バス協会、大手バス事業者で構成される、原子力防災における緊急輸送に関する検討会を開催し、バス要請・運行要領に基づく対応について、改めて、各社の協力をいただけることを確認するとともに、要領の実効性を一層高めていくため、今後、事業者や運転手を対象とした研修会を実施することとし、効果的な実施方法などについて、道とバス協会の間で検討することとしたところであります。

道といたしましては、引き続き、バス協会やバス事業者の御意見を伺いながら、バス事業者の原子力災害時の対応に関する理解を深めるなどして、円滑な住民避難の実施に向けて、精力的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、原子力災害時の住民避難についてであります。万が一、原子力災害が発生した場合には、国が、組織及び機能の全てを挙げて、万全の措置を講じ、責任を持って対処するとの方針のもと、政府の原子力防災会議で了承された泊地域の緊急時対応においては、不測の事態により、住民避難が公共交通機関などで対応できない場合などは、自衛隊などの実動組織による各種支援を受けて、住民避難を実施することとされているところであります。

最後に、ダム事業の基本計画の変更についてであります。道では、これまでも、直轄ダムの基本計画の変更に対し、コスト縮減を図ることについて意見を付してきたところであり、こうしたことを踏まえ、国において一定の縮減が図られたところであります。

また、今回の変更についても、協議の過程で同様の意見内容を求めてきたところであり、物価上昇などの社会情勢の変化や、台風などの自然災害の影響といったやむを得ない要因によるものであることを確認し、妥当なものとして判断をいたしましたところであります。

以上であります。

○副議長勝部賢志君 教育長。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）真下議員の再質問にお答えをいたします。

障がいのある方々の雇用の促進についてであります。道教委では、職員の多くを占める教員においても、障がいのある方々の採用を進めるため、教員採用選考検査において障がい者特別選考を設けるほか、大学入試における特別選考の実施などについて、教員養成課程がある大学に対

して協力要請を行ってきているところでもあります。

また、道内各地で活躍している障がいのある先生方からのメッセージを紹介するなどして、障がいのある方々の教員志望への意識を高める取り組みなどを実施しており、今後とも、こうした取り組みを継続することで、1人でも多くの障がいのある方々を採用できるよう努力してまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 警察本部長。

○警察本部長和田昭夫君（登壇）真下議員の再質問にお答えをいたします。

公表のあり方の再検討についてであります。道警察では、引き続き、警察庁の懲戒処分公表の指針を参考として、先ほどお答えいたしました考え方にに基づき、適時適切な懲戒処分の発表を行うとともに、同種事案の再発防止のため、必要な諸対策を推進してまいります。

次に、異性関係不適切事案への対応についてであります。警察職員による非違事案は、どのようなものであっても、警察に対する道民の皆様の期待と信頼を損なうこととなりかねないものであると、深刻に受けとめております。

職員の非違事案につきましては、今後も厳正に対処してまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 真下紀子さん。

○75番真下紀子君（登壇・拍手）（発言する者あり）それぞれ再答弁をいただきましたけれども、知事に再々質問をいたします。

ブラックアウトについては、一義的には、電力事業者である北電と国に責任があるということはいうまでもありません。

しかし、これまで多くの災害を経験してきた高橋知事だということに、余りにも危機感がないように感じます。

知事は、再質問に、北電に対して安定供給と安全管理の不断の取り組みを求めると再答弁をされました。

しかし、北電から、そこに至る火力発電所の耐震性についても報告を受けておりませんでしたし、今回のブラックアウトに関する経過報告も、泊原発の外部電源喪失に関する報告も、道庁として正式に北電からは受けておりません。

全道域の停電——ブラックアウトは、道民の総力で乗り越えましたが、一日で北海道の信用を失ったと言っても過言ではありません。その影響は今後も続き、その被害ははかり知れません。

北電は、国の検証待ちと言わず、全道民と来道者が被災した被害の甚大さを認識し、謝罪とともに、道に対して報告と説明をする責任があるのではないかと考えますが、知事はどう対応されるのか、お聞きします。

停電に至らなかった地域の特徴についてです。

本道全域の停電と言われますが、利尻、礼文、奥尻、焼尻は停電していません。独立した発電系統が地域の電力確保につながったと言えます。自家用の太陽光発電や風力発電、蓄電機能などが有効だったという報道もあります。

旭川市でも、忠別川などの自流式水力発電施設から別系統で送電され、停電時間が非常に短目で済みました。同じ水力発電でも、ダム式や揚水式は、水門などの開閉に電力を要するもので、それとは違うからです。

北海道は、電源の集中立地の最たる地域であります。原発再稼働を諦め、地域分散型の多様な電源を地産地消で構築する方向に進むべきです。それをコントロールする能力がないのであれば、電力事業者としての責任を果たせないのではありませんか。

今後、電源集中の見直しや、ブラックアウトを想定した電力の立ち上げのための電源立地のあり方について、北電とともに、国にも検討を求めていくように指摘します。

原発政策のうち、バス避難についてです。

これは大変厳しい問題です。福島第一原発事故による避難者もいまだに多い中、原発事故への道民の不安は非常に大きいものになっています。

原発事故の際にバス避難を考えている新潟県では、運転業務従事者に、原発災害時における業務従事に関する意向調査を行い、バス運転手の61.5%、トラック運転手の69.5%が「行かない」と答えています。

道として、意向調査に取り組んではどうか、伺います。

国直轄ダム事業について、知事はいろいろと言いつきをされましたが、結局、国の提案から1円の減額にも至っていないという答弁です。

道が公文書で精査の過程を残すようになったことは重要ですが、3事業において今後一切の事業費増額は行わないようにという知事意見が守られるように強く指摘します。

外部電源喪失から3時間も知事はその事実を知らなかったことを重く受けとめなければなりません。

原発が稼働していればなどという声も聞かれますが、泊原発は、稼働している場合、必要な所内電力量が250万キロワットアワー程度とされ、実に32万6000世帯分の電源を必要とするのです。

原発を維持する限り、外部電源が喪失されたら、外部から電力供給を受けなければメルトダウンを起こすリスクを抱えた発電所というだけではなく、電力の安定供給とは逆に、電気の大量消費場所であると言えます。

9月20日の新聞紙上には、原発再稼働はあり得ないという投書が載り、市民の理解は得られないでしょうという声も直接いただいております。

知事は、泊原発の全電源喪失を重大に受けとめ、しっかりと検証すべきと指摘しておきます。

私は、今回の被災に対し、復興に向けて会派を挙げて全力で力を尽くすことを最後に述べまして、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）真下議員の再々質問にお答えをいたします。

最初に、北電の対応についてであります。このたびの大規模停電により、道民の皆様方の暮らしや産業活動は重大な影響を受けているところであり、道といたしましては、北電に対し、電力の安定供給に万全を期するよう、原因の分析と再発防止策の実施はもとより、発電施設の安全管理に向けた不断の取り組み、泊発電所に関する外部電源喪失への対応を含めた原子力規制委員会の厳正な審査、確認に対する真摯な対処を強く求めてまいります。

次に、バスによる住民避難についてであります。道といたしましては、引き続き、バス協会やバス事業者の御意見を伺いながら、バス要請・運行要領の実効性を高めるなど、円滑な住民避難の実施に向けて、不断に取り組んでまいる考えであります。

以上であります。